

児童発達支援センター こども発達サポートステーションそれいゆ

「保育所等訪問支援事業」利用契約書

(以下「保護者」という)と社会福祉法人児童発達支援センターこども発達サポートステーションそれいゆ(以下「事業者」という)は、(以下「利用児童」という)が事業者の提供する保育所等訪問支援事業を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下、「本契約」という)を締結します。

第1条(契約の目的)

本契約は、利用児童を保護するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える為に、事業者が利用児童に対して必要な児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業を適切に行うことを定めます。

第2条(期間)

本契約の契約期間は、 年 月 日から支援終了日までとします。
及び、一年以上利用がない場合は、契約終了となります。

第3条(個別支援計画)

事業者は、利用児童の課題を把握し、支援計画検討会議を開いて利用児童の支援計画を作成します。この計画は事業者が保護者に説明して同意を得たうえで作成することとし、保護者に交付します。保護者は、いつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。

2. 事業者は、個別支援計画に基づき契約を定め、利用児童の受給者証に記載します。
3. 保護者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条(個別支援内容)

前条に定める個別支援計画及び別紙「保育所等訪問支援事業 重要事項説明書」(以下「重要事項説明書」という)に基づいて、保護者及び利用児童に次の内容の支援を適切に提供します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 社会適応力向上支援② 個人懇談 |
|--|

第5条(保護者負担額及び実費負担額)

保護者は、前条に定める保育所等訪問支援事業に対して、重要事項説明書に定める所定の保護者負担額及び実費負担額を事業者に支払うこととします。児童福祉法に基づく障害児施設給付費は、事業者が大阪市から代理受領することとなります。

2. 前項の保護者負担額及び実費負担額は、1カ月ごとに計算し、保護者はこれを翌月末日

までに支払うこととします。

第6条（利用の中止、変更、追加）

利用児童等及び家族は訪問日前において、保育所等訪問支援事業の利用の中止又は変更することができます。この場合には訪問実施日の前日17時までに事業者申し出るものとします。

2. 保護者が、利用前日17時までに欠席の連絡を申し出なかった場合は、重要事項説明書に定める所定の費用を事業者にお支払いいただきます。

第7条（事業者の基本的義務）

事業者は、利用児童に対し生活と遊びを通して、基本的な生活習慣を獲得していくための援助、集団による遊びで、大人との関係を深め、さらに友達との関わりが持てるように援助する療育システムを組んで適切な訪問支援を提供します。懇談を通して保護者へ援助方法の指導、情報提供を行います。

2. 事業者は、利用児童の意思と人格を尊重し、常に利用児童の立場にたって、訪問支援事業を提供します。
3. 事業者は、保護者の意思などを尊重するとともに、利用児童に関する相談に応じ、または助言を行います。

第8条（事業者の具体的義務）

安全配慮義務

事業者は、保育所等訪問支援事業の提供にあたって、利用児童の生命、身体の安全確保に配慮します。

2. 説明義務

事業者は、本契約に基づく内容について、保護者等の質問に対して適切に説明します。

3. 守秘義務

事業者及び事業に従事する職員は、本契約による保育所等訪問支援事業を提供するにあたって知り得た利用児童やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。従事職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとします。他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用児童等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書などにより利用者等及びその家族の同意を得るものとします。

4. 虐待防止

事業者は、利用児童または他の利用児童などの生命または身体を保護するためやむをえない場合を除いて、身体拘束その他利用児童の行動を制限する行為を行いません。

5. 記録保存整備義務

事業者は、保育所等訪問支援事業の提供に関する記録を整備し、施設支援を終了した日から5年間保存します。

6. 開示義務

事業者は、保護者からの求めに応じて、保育所等訪問支援事業の提供に関する記録を開示します。

第9条（事故と損害賠償）

事業者は、保育所等訪問支援事業の提供によって事故が生じた場合には、速やかに大阪市福祉局障害支援課及び利用児童の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2. 事業者は、保育所等訪問支援事業を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用児童に損害を与えた場合には、速やかに利用児童の損害を賠償します。

第10条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく事由が生じた場合に終了するものとします。

利用児童が死亡した場合

2. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
3. 事業所の滅失や重大な破損により、保育所等訪問支援事業の提供が不可能となった場合
4. 事業者が指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
5. 第10条から第13条に基づき本契約が解約または解除された場合
6. 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

第11条（保護者からの中途解約）

保護者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、保護者は契約終了を希望する日の1ヶ月前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用児童が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

2. 保護者が第1項の通知を行わずに、利用児童が通園しなくなった時は、事業者が保護者の意思を知った日をもって本契約は解除されたものとします。

第12条（利用者からの契約解除）

保護者は、事業者もしくは事業に従事する職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

事業者もしくは事業に従事する職員が、正当な理由なく本契約に定める保育所等訪問支援事業を実施しない場合

2. 事業者もしくは事業に従事する職員が、第8条第1号から第6号に定める義務に違反した場合
3. 事業者もしくは事業に従事する職員が、故意又は過失により利用児童もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他の利用児童が、利用児童の生命、身体、信用を傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第13条（事業者からの契約解除）

事業者は、保護者または利用児童が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

保護者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定める保護者の負担額等の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

2. 保護者又は利用児童が他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることによ

って、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

3. 保護者又は利用児童が、故意又は重大な過失により事業者もしくは事業に従事する職員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
4. 保護者及び利用児童の転居などにより、保育所等訪問支援事業の継続が困難になった場合

第14条（苦情解決）

保護者は、本契約に基づく保育所等訪問支援事業の提供に関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

2. 保護者は、本契約に基づく保育所等訪問支援事業の提供に関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された大阪府社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第15条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉及びその他諸法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。年度末までに契約解除の申し出がなかった場合は自動的に次年度への継続契約となります。

年 月 日

事業者	住所	大阪市都島区都島本通 4-10-10
	事業者名	社会福祉法人都島友の会
		こども発達サポートステーションそれいゆ
	管理者	園長 櫻井 雅子 印

保護者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印